

喫煙所の設置・喫煙
裸火の使用 禁止行為解除に関する申請書
危険物品の持込み

令和 年 月 日			
(あて先) 名古屋市昭和消防署長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者 住 所 氏 名 電 話 () </div> <p style="text-align: center;">喫煙所の設置・喫煙 指定場所における 裸火の使用 をしたいので、火災予防条例第 28 条 危険物品の持込み 第 1 項ただし書の規定による認定を申請します。</p>			
防火	所在地	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 3 号	
対象物	名 称	岡谷鋼機名古屋公会堂 (名古屋市公会堂)	業 態
認定を	期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
申請す	理 由		
る行為	内 容		
行為者	住 所		
	職 氏 名		
認定を申請する行為をし ようとする場所の状況		別添図面のとおり	
消防用設備等又は 特殊消防用設備等の概要		屋内消火栓、スプリンクラー、消火器、避難器具、自動火災報知設備	
その他必要な事項			
※ 認 定 条 件			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

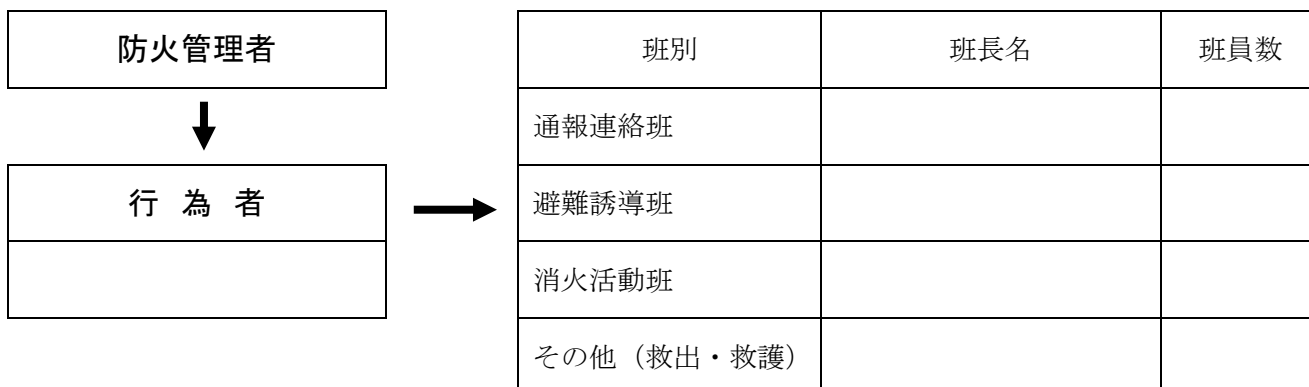
- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 認定を申請する行為をしようとする場所の詳細図及び当該場所付近の概要図（消防用設備等又は特殊消防用設備等の配置図を含む。）をこの申請書と併せて提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

岡谷鋼機名古屋公会堂 受付欄

防火管理者・火元責任者・現場責任者の監督のもと、警戒、消火の準備及び直ちに事故に対処できる体制については以下による。

警 備 要 員 編 成 表



(注)各班の任務は、次のとおりとする

1. 通報連絡班

- (1)大声または非常ベル等でみんなに知らせる。
- (2)119番通報をする。
- (3)その他()

2. 避難誘導班

- (1)安全な通路より避難誘導する。
- (2)逃げ遅れた人を避難器具設備等で避難させる。
- (3)その他()

3. 消火活動班

- (1)消火器等で消火にあたる。
- (2)屋内消火栓等により消火活動を実施する。
- (3)その他()

※ 東海地震注意情報を覚知した場合は、直ちに公会堂関係者と協議し、中止及び観客の退館、帰宅についての準備を行う。

※ 警戒宣言が発令された場合は公会堂の地震防災規定に基づく対応を実施する。